

2023年5月号  
(2023年5月18日発行)

大阪：〒598-0013 大阪府泉佐野市中町 1-2-4  
e-mail：[info@senshu-sr.com](mailto:info@senshu-sr.com)  
HP：<https://senshu-sr.com>

## 泉州経営協会 静社労士事務所便り

### 新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応

今年のGWはいかがでしたか。交通渋滞や電車乗車率のニュースを見ていると、コロナ前の活気が戻ってきたなあと感じます。さて、今回は、コロナ5類感染症への移行対応等を紹介していきたいと思います。

※過去の事務所便りは、<<https://senshu-sr.com/>>の事務所便りタブよりご覧頂けます。

### ◆新型コロナウイルス感染症の分類変更のポイント

新型コロナウイルス感染症は、新型インフルエンザ等感染症(いわゆる2類相当)でしたが、**令和5年5月8日から5類感染症**になりました。これに伴い、以下が変更のポイントになります。

- ①：政府として一律に日常における基本的感染対策を求めることはない
- ②：感染症法に基づく、新型コロナ陽性者及び濃厚接触者の外出自粛は求められなくなる
- ③：限られた医療機関でのみ受診可能であったのが、幅広い医療機関において受診可能になる
- ④：医療費等について、健康保険が適用され1割から3割は自己負担いただくことが基本となるが、一定期間は公費支援を継続する

### ◆新型コロナウイルス感染症の基本的感染対策の考え方

以下等が挙げられております。

- ① マスクの着用：個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本。一定の場合にはマスク着用を推奨
- ② 手洗い等の手指衛生、換気：政府として一律に求めることはしないが、引き続き有効



厚生労働省<<https://www.mhlw.go.jp/content/001093687.pdf>>抜粋

### ◆新型コロナウイルス感染症の事業者の対応例の考え方

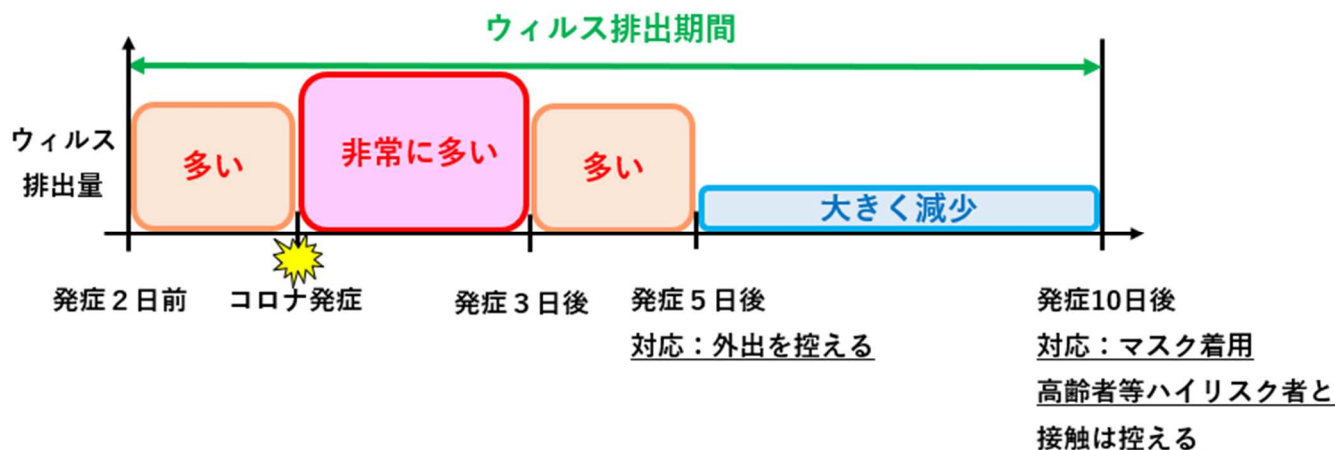
事業者の対応例と考え方としては、以下が挙げられております。いずれも、政府として一律に求めることはしないが、対策や費用対効果、他の感染対策との重複・代替可能性などを勘案し、事業者において実施の要否を判断、としています。

- ① 入場時の検温：発熱者の把握や、健康管理意識の向上に資する可能性
- ② 入口での消毒液の設置：手指の消毒・除菌に効果、希望する者に対し手指消毒の機会の提供
- ③ アクリル板、ビニールシートなど仕切りの設置：飛沫を物理的に遮断するものとして有効  
エアゾルについては、十分な遮断はできず、まずは換気の徹底が重要

### ◆新型コロナウイルス感染症に感染したとき

新型コロナ患者は、法律に基づく外出自粛は求められません。外出を控えるかどうかは、個人の判断に委ねられますが、他人にうつすリスクをふまえて、外出を控えることが推奨される期間を確認しておきましょう。

下図は、ウィルス排出期間とその対応のイメージ図です(※実際とは異なる場合があります)。



個人差はありますが、**ウィルスの排出期間は、発症 2 日前 から 発症 7～10 日後**とされており、発症時におけるウィルス排出量やリスクを把握し、対応を講じることが必要になります。

- ・発症後 3 日間：感染性のウィルスの平均的な排出量が非常に多い
- ・発症後 5 日間経過後：大きく減少。特に発症後 5 日間が他人に感染させるリスクが高いため、外出を控えることが推奨
- ・発症後 10 日間：ウィルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮が望ましい

### ◆新型コロナウイルス感染症 濃厚接触者等

#### ・濃厚接触者の取扱い

令和 5 年 5 月 8 日以降は、5 類感染症に移行することから、一般に保健所から新型コロナ患者の「濃厚接触者」として特定されることはありません。また、「濃厚接触者」として法律に基づく外出自粛は求められません。

#### ・家族が新型コロナウイルス感染症にかかった場合

可能な範囲で部屋を分け、感染されたご家族のお世話はできるだけ限られた方で行うことが望ましいです。発症日後 5 日間はウィルス排出量が多いため注意してください。7 日目までは発症する可能性があります。外出するときには人混みを避け、マスクを着用し、高齢者等のハイリスク者との接触を控えるなど、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。

厚生労働省<<https://www.mhlw.go.jp/stf/corona5rui.html>>参考

### ◆住民税、労働保険(年度更新)、社会保険(定時決定)

#### ・住民税

今年度の住民税額通知書が届く時期が近づいてきました。昨年の所得に応じて計算された住民税を今年度の 6 月から納めることとなります。先月と同じ住民税額にならない場合が多いため、給与計算時にはお気をつけ下さい。

#### ・労働保険(年度更新)

昨年度分の労働保険料(確定保険料)と、今年度分の労働保険料(概算保険料)を納付するための申告書が届き始めます。昨年度は、年度の途中に雇用保険料率が上がるイレギュラーの年でした。また、今年度の 4 月からさらに保険料率が上がりましたので、保険料の計算や例年に比べ保険料額が高めなることにも注意が必要です。

#### ・社会保険(定時決定)

4 月～6 月に支払われた給与額をもとに、9 月分～翌年 8 月分の保険料が決定される算定基礎届が 6 月中旬頃から届き始めます。健康保険組合加入企業様は、健康保険組合への届出も忘れないようご注意ください。